

行財政改革推進委員会は8月10日第26回委員会で第四次答申を行いました。答申の概要(抜粋)は次の通りです。裏面には委員会の皆さんが作成した記事を掲載していますので、ご覧ください。池田町役場総務課 電話 62-3131

行財政改革に関する第四次答申概要(抜粋)

諮問内容

- 「2. 公共施設の管理運営の改善に関すること」の内、
- ①公共施設の統廃合の検討(町立美術館以外)
 - ②公共施設の管理運営形態の検討(町立美術館以外)
 - ③使用料の適正化

答申前文

今後も少子高齢化が進む一方、公共施設・インフラの老朽化等に対応した財政需要が増加見込。公共施設を身の丈に合った規模とし各施設間の連携を一層図るため、役割や必要性を十分に吟味し、有機的に活用を図る将来構想を検討。

答申本文

I. 公共施設全般に係る課題と対応策

1. 急激な人口減少を勘案し、当該施設の機能及び効率率の運用の観点で踏まえ、必要性を検討。普通財産は十分に精査の上、不要な場合は早急に売却・貸付。
2. 個別施設計画を見直し、定期的な評価・改善を行い、最適な管理運営が実現を努力。
3. 老朽化に対応するため公共施設等整備基金の充実に努め、当面の行政課題の一つである庁舎建替え等については、別途、基金を造成。
4. 公共施設の役割や管理方法、区分経理の可否などを十分に吟味の上、町の直営、業務委託、指定管理者制度等の中から最も適切な方策を検討。
5. 町による民間用地等の借入は、法律を慎重に運用の上、不要な場合には早急に返還。
6. クラフトパーク、ハーブセンターなどは「花とハーブの里」と「ワインのまち」としてふさわしい施設とするため、抜本的に見直し、池田町の魅力を向上。

II. 個別施設に係る課題と対応策

1. 保育園

園児数の動向を見極めつつ、統合も視野に入れて、10年後を目途に改めて保育園の再編を検討。

2. 小学校

児童数の動向を見極めつつ、統合も視野に入れて、

10年後を目途に改めて小学校の再編を検討。

3. まちなかの賑わい拠点施設

施設管理に真に必要な指定管理料を上限とし、公募で指定管理者を決め、独自業務の区分経理を厳格に実施。活動業績はモニタリング・評価を実施。

4. ハーブセンター(西側地区)

「物産品販売・開発の機能」に加えて「観光拠点の機能」も充実すべく、観光協会との連携を図る。また、活性化施設1号・2号も含めた一体感を向上。活性化施設1号・2号は、別途の指定管理者を公募することも一案。東側地区との連携を深める方策を検討。

東西のトイレ管理は、管理実態・契約形態を含めて抜本的に見直し、一体的に管理。

5. ハーブガーデン(東側地区)

委託業務内容(町の直営による業務委託)を大幅に見直した上で、指定管理者制度を導入。また、早急に東西両地区を一体とした将来構想を検討。

早急に業務の必要性を精査の上、不要な農地を返還し、引き続き借り入れる農地については、実勢価格を勘案して早急に借入料の一段の引下げ交渉を開始。

6. 創造館

当面は、町内外へのPRに努め、貸し館主体の運営を継続し、必要最低限の人員配置として、例えば正規職員ではなく、臨時職員に変更。

7. 庁舎等

老朽化や借地の解消などから、早急に庁舎の建替計画に関する検討を開始し、特定目的基金を造成し、目標額・期限を明示した上で、計画的に積立てを実施。

借地である職員駐車場は、その契約更新まで使用料として職員に応分の負担を要求。契約更新時には返還し、近隣居住職員は徒歩等で通勤し、車通勤の職員は近隣の町駐車場を利用するなど検討。

8. 公共施設の使用料

当面、現行の使用料を維持。令和2年度に改訂された「やすらぎの郷」の入浴料等は、財政状況を見極め、将来的には元に戻すことも検討。

このほか、岡麓終焉の家、金の鈴会館、交流センターかえて東側スペース、普通財産等について提言



Q 委員会として、この答申で強調したことは何ですか

A 池田町は、財政難と人口減少という 2 つの大きな問題に直面しています。これからの公共施設を考える場合に、この問題点を踏まえつつ、次の 3 点を共通の柱として対策を練り上げることです。

- ① 個別施設の現状と問題点を洗い出し、長寿命化を図るために適切な管理計画を立てて実行すること。
- ② 指定管理制度については、施設の理念や目標を明確にし、管理料を適切に設定するとともに、モニタリング・評価を客観的かつ厳格に行うこと。
- ③ 今後、長期にわたって多額の改修費用が必要になることから、基金を計画的・目的意識的に貯めること。

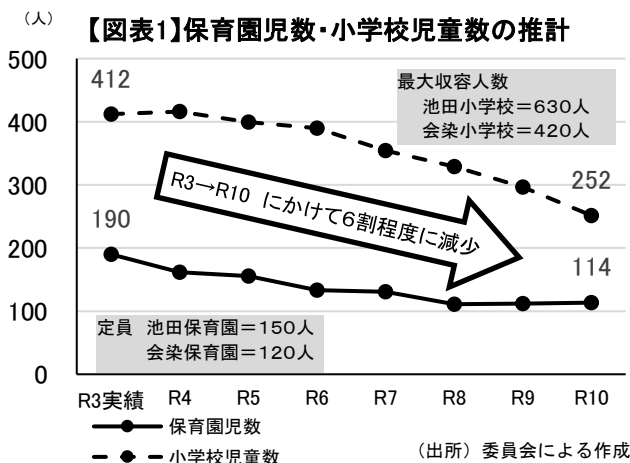
Q2 保育園や小学校を現在地で改修、10 年後に見直しの提案をしたのはなぜですか

A 町は、保育園については現地建替（7 億円）または池田保育園との増設統合（4 億円）の 2 案を提示していました。しかし、2 案のいずれも多額の費用を必要とする一方、今後の人口の推移に十分留意しているとは言えない問題があります。

実際、池田町の出生者数はここ数年激減し、園児・児童数が 7、8 年後には現在の 6 割程度になるとの推計も示され、統合も視野に入れなければならない可能性もあるのです。（【図表 1】）

そのため、当面、保育園・小学校は、現在地で必要最低限の改修で存続し、10 年後を目処に改めて再編策を検討することが最も現実的な方向であると結論づけました。

当然ながら、その間は、子育て支援策に力を入れ、少子化に歯止めをかけることが必要です。



Q3 施設の管理制度のあり方に、かなり踏み込んで提案していますね

A 先に答申した美術館の他、「まちなかの賑わい拠点施設（シェアベースにぎわい）」「ハーブセンター（県道西側）」に指定管理制度を導入、「ハーブガーデン（県道東側）」に管理委託を行っています。（管理方法の区別については【図表 2】）

いずれも、各施設についての町としての理念・方針が不明確であり、「シェアベースにぎわい」や「ハーブガーデン」は、管理費の算定や経理の仕方に甘さが見られ、また、評価・点検が十分に行われてきませんでした。

これらを総点検し、管理費の積算を厳密に行い、独自事業を行う場合は区分経理を義務づけ、事後評価・点検を受けるなどの具体的な提案を行いました。

【図表 2】公共施設の管理形態の比較

区分	業務委託	指定管理者制度	町直営
受託主体	限定なし(議員・町長は禁止)	法人その他の団体	町
業務の範囲	委託範囲を限定	包括的に委任	包括的に実施
管理権限者	設置者たる町	指定管理者	町
使用許可	受託者は不可	指定管理者は可能	町
利用料金	収受は不可	収受可能	収受可能
契約期間	1年毎	原則として複数年	期間限定なし
町の費用負担	業務委託費	指定管理料	町費(人件費等)
具体的な公共施設	ハーブガーデン(東側地区)	北アルプス展望美術館 まちなかの賑わい拠点施設 ハーブセンター(西側地区)	保育園、創造館など

Q4 不要な資産の処分や、将来に備えた庁舎建設の基金の創設も目を引きますが

A 庁舎は建設から 50 年近く経っており老朽化が目立ち、近いうちに建替が必要で。

そこで、それに備えた新しい基金の費目をつくることを提案しています。また借地での現在の職員駐車場のあり方を検討するよう求めています。

池田町は、基金の蓄えが少ないため、今後の施設改修のためには、「公共施設等整備基金」の目標額と期限を決めて、着実に蓄えることをとくに強調しました。

【図表 3】年度末基金残高

